

国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域

景観育成重点地域の区域は次のとおりであり、当該区域内において地域区分が設定されています。なお、各地域区分に応じて景観育成基準が設定されています。

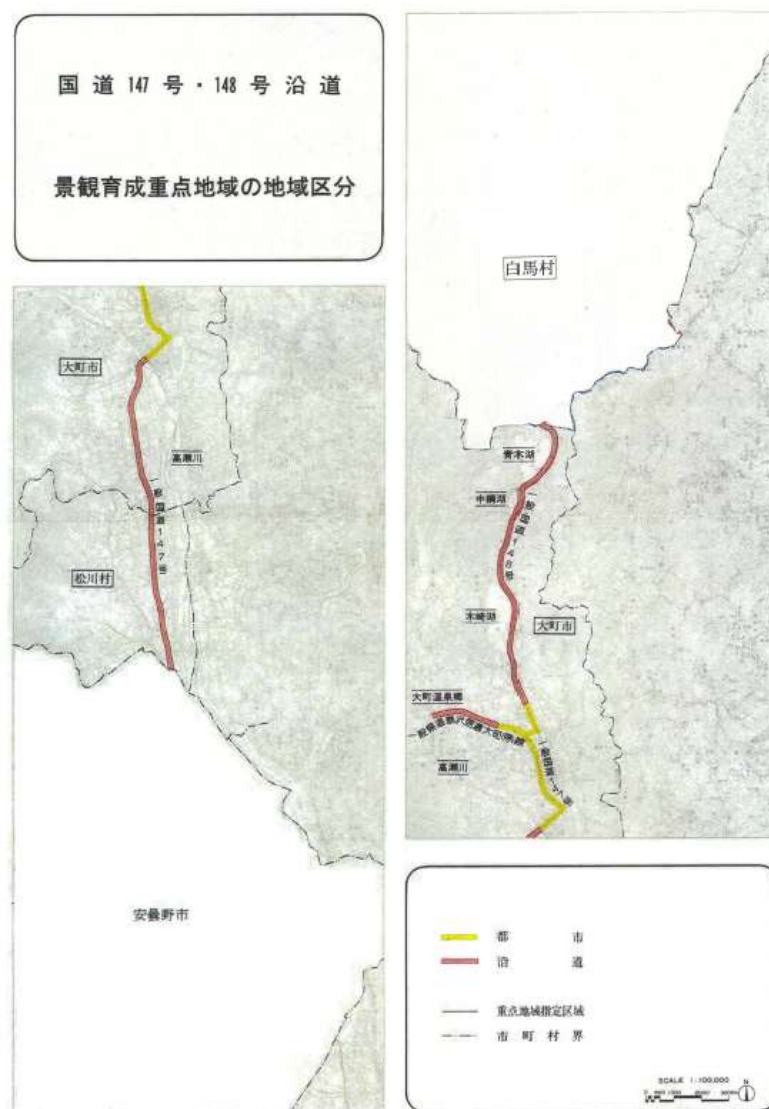
1 重点地域の区域

次に掲げる道路及びその両側各 30 メートル以内の区域

- (1) 一般国道 147 号のうち、安曇野市と北安曇郡松川村との境界から一般県道槍ヶ岳線との交点まで
- (2) 一般国道 148 号のうち、一般県道槍ヶ岳線との交点から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで
- (3) 一般県道扇沢信濃大町停車場線のうち、大町市市道野口源汲線との交点から大町市大字大町 1954 番の 1 地先まで

2 地域区分

地域区分	対 象
(1) 都 市	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定による用途地域の区域
(2) 沿 道	一般国道 147 号、一般国道 148 号及び一般県道扇沢信濃大町停車場線並びにこれらの両側各 30 メートル以内の地域。ただし、(1)に掲げる地域を除く。



3 景観育成基準

区 分	都 市	沿 道
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更		
ア 配置	(7) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	(7) 道路からできるだけ後退し、道路側に空気を確保するように努めること。大規模行為にあっては、特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。
	(4) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	(4) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
	(9) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。	
	(1) 北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。	(1) 北アルプス、仁科三湖や田園への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
	(6) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。	
イ 規模	(7) 北アルプスや仁科三湖への眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。	
	(4) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。	(4) 高層の場合には、空気を十分にとり圧迫感を生じないように努めること。
ウ 形態・意匠	(7) 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	
	(4) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努めること。	(4) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。
	(9) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。	
	(1) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	
	(6) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	
	(8) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。	
	(8) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。	
エ 材料	(7) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。	
	(4) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	(4) 反射光のある素材を極力しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。
	(9) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	
オ 色彩等	(7) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。
	(4) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	(4) 使用する色数を少なくするよう努めること。
	(9) 照明を行う場合は、周辺の環境に留意すること。	(9) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。
	(1) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	(1) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

カ 敷地の緑化	(7) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。	
	(4) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	
	(9) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。	
	(エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	
	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	
	(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。	
キ 特定外観意匠に関する付加基準	(7) 配置 ・道路等からできるだけ後退させるように努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	
	(4) 規模、形態・意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。	
	(ウ) 材料 ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	(ウ) 材料 ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材は、極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。
	(イ) 色彩等 ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	(イ) 色彩等 ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。
(2) 土地の形質の変更（法第 16 条第 1 項第 3 号及び政令第 4 条第 1 項第 1 号に規定するもの（土石類の採取及び鉱物の掘採を除く。）をいう。以下同じ。）		
変更後の土地の形状、修景、緑化等	(7) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。	
	(4) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	
	(9) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。	
	(エ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないように努めること。	(イ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採		
採取等の方法、採取等後の緑化等	(7) 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。	
	(4) 採取等後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。	
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵		
集積、貯蔵の方法及び遮へい等	(7) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。	
	(4) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。	

大規模行為とは、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項の届出を要する行為のうち、長野県景観条例（平成 4 年長野県条例第 22 号）第 10 条第 4 項 第 6 号にあたらぬ行為（一般地域において届出を要する規模の行為）をいう。